



平成 18 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 京 機 械 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 芝 則 之
(コード番号：6335 東証・大証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 海 外 営 業 本 部 長 森 本 忠
(TEL 03-3451-8141)

米国 1916 年反ダンピング法訴訟の米国最高裁判所への上告について

当社及び当社の米国現地法人 TKS (USA), Inc.は、平成 12 年 3 月米国の輸転機メーカー Goss International Corp.(以下、米国ゴス社)により、1916 年反ダンピング法に基づく損害賠償請求を米アイオワ州北区地方裁判所に提訴され、平成 15 年 12 月同地裁より陪審判決として総額 31.5 百万ドル及び関連弁護士費用相当額の賠償命令をうけましたが、この賠償命令額の約 85%は当社が受注していない契約に基づくものでした。

当社及び当社の米国現地法人 TKS (USA), Inc.はこの判決を不服として、公判のやり直しを申し立てましたが、平成 16 年 5 月当社の申し立てが却下された為、平成 16 年 8 月米国連邦第八巡回控訴裁判所へ控訴致しました。これに対し、同控訴裁判所は、平成 18 年 1 月 23 日に上記の地裁判決を支持する旨の判決を下しました。当社側にとって同判決は承服しがたいものであり同控訴裁判所に対し再審理の申立てを致しておりましたが、平成 18 年 4 月 14 日、同控訴裁判所は当社側の再審理申立てを棄却いたしました。

当社及び当社の米国現地法人 TKS(USA),Inc.は同控訴裁判所の判決並びにその後の再審理申立ての棄却は正当な事実裏付けられておらず、また、正当な法解釈に基づいていないと強く確信しておりますので、本件訴訟を平成 18 年 4 月 25 日（現地時間）に米国最高裁判所へ上告いたしました。

米国 1916 年反ダンピング法については、世界貿易機構（WTO）反ダンピング協定に基づく米国の国際的義務違反が確定しており、WTO がその決定を下してから 4 年後の 2004 年には米国議会でも廃止されました。この 1916 年反ダンピ

ング法の競争阻害影響を問題視した欧州連合（EU）は、2003年12月15日、同法により損害を被った欧州企業に米国の裁判所により査定された損害額の返還を求める訴訟をEUで提訴できる法律を制定しました。日本に於いても同様に、当社のような日本企業が1916年反ダンピング法に基づく訴訟の結果として被るいかなる損害額及び弁護士費用負担額の回復を図る訴訟の機会を与える法律『損害回復法』が、2004年12月制定、施行されております。

当社といたしましては、この公平な競争を阻害する米国1916年反ダンピング法に基づく一連の訴訟につきましては、米国において、また必要であれば日本においても、日本の『損害回復法』に基づく訴訟等万全の措置をとって行く所存でございます。

以 上